

熊本県市町村合併推進構想（第2次）への変更点の概要

【追加する内容】

- ・ 現行の「熊本県市町村合併推進構想（第1次）」のうち、「 構想対象市町村の組合せ」の中に、「4 具体的な市町村の組合せ」を追加する。

追加する内容

4 具体的な市町村の組合せ

(1) 熊本市及び富合町

熊本市及び富合町は、平成18年5月に設置した合併に関する諸問題を協議する任意の協議会での4度にわたる協議を経て、平成19年1月に、市町村の合併の特例等に関する法律第3条及び地方自治法第252条の2に基づく合併協議会（法定協議会）を設置し、現在、合併協議を進めている。また、両市町は、日常生活圏域に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。

このため、熊本市及び富合町を本構想における構想対象市町村として位置づける。

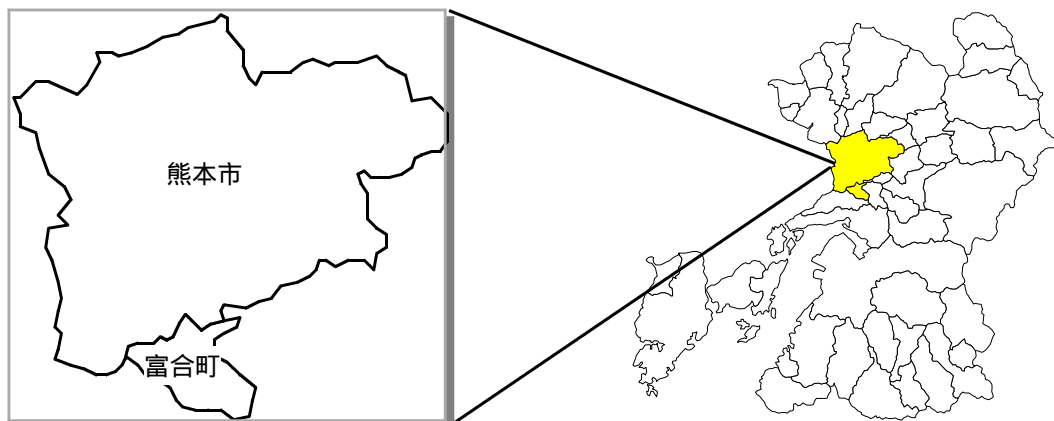
合併協議会：合併関係市町村間の合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成を行う為に法律に基づき設置される協議会。

〔参考：人口等の動向〕

	H17国勢調査人口 (人)	面積 (km ²)	日常生活圏の一体性	
			通勤通学依存度	買物依存度
熊本市	669,603	267.08	富合町から熊本市へ 38.4% (H12国勢調査)	富合町から熊本市へ 43.7% (H15県消費動向調査)
富合町	7,962	19.59		
合計	677,565	286.67		

面積は、「国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による。

〔参考：組合せ地図〕



【変更する内容】

- ・ 構想（第1次）の策定から構想（第2次）の策定に至るまでの時間の経過に伴う、必要な文言の変更、図・表のデータ等の更新を行う。